

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年3月9日(火) 第9281号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定(103) (障がい福祉課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出(104) (企業支援課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(105) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	土地改良区の役員の退任(106) (西部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(3) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
大竹 実	鳥取市西町三丁目 401	おおたけ脳神経・漢方 内科クリニック	鳥取市晩稲437-3	精神通院医療	令和3年3月 1日

## 鳥取県告示第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアウェルネス八屋店 倉吉市八屋195-1
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年10月27日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,202平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 66台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 18台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 面積 34平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 容量 6.0立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 5か所

イ 位置 9の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和3年2月26日

9 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

令和3年3月9日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市生活産業部商工観光課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第105号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	令和3年2月22日	令和3年3月31日	訪問介護

**鳥取県告示第106号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年3月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 吉 野 照 男 米子市淀江町西原687

令和3年2月3日退任

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第3号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和3年3月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,354
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,766
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,610
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,726
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,823
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,977
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,452
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,231
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,676
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,361
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,584
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,058